

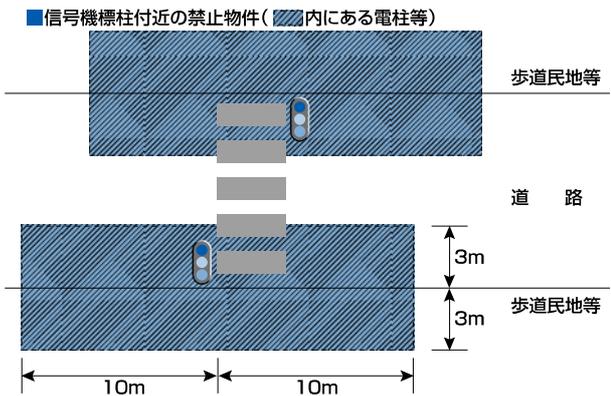
3 禁止物件

屋外広告物を出すことによって良好な景観を妨げたり、風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件は、屋外広告物を出してはいけない物件としています。

これを禁止物件といいます。禁止物件は次のとおりです。

(1) 全広告種別の表示又は設置を禁止する物件

- ① 橋りょう（歩道橋を含む）、トンネル、高架構造物、分離帯
- ② 石垣、擁壁
- ③ 街路樹、路傍樹
- ④ 信号機、道路標識、ガードレール、駒止め、里程標
- ⑤ 信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他これらに類するもの
- ⑥ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑦ 郵便差出箱、電話ボックス、路上変電塔
- ⑧ 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
- ⑨ 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
- ⑩ 形像、記念碑



(2) 立看板、はり紙、はり札、広告旗のみの表示又は設置を禁止する物件

国道、県道の市内の全区間、市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱等

